平成17年　7月1日　No. 145
〒491-0041　一宮市文京1丁目4-6
TEL　0586-73-8707　Fax　0586-73-8870
メールアドレス　magokoro@owari.ne.jp
ホームページ　http://www.owari.ne.jp/~magokoro

まごころ

＝ともに生きる暮らしをめざして＝
特定非営利活動法人
尾張地域福祉を考える会まごころ
まごころ訪問介護事業所
NPO法人まごころ児童デイ

障害者（児）施策

「移動介護事業者指定取り消し事件を考える」

～制度の狭間をどうするか～

二〇〇五年六月十八日の中日新聞に、移動介護事業者指定取り消しの記事が掲載されました。

この移動介護（支援費の外出支援）事業者の事業指定取り消し理由は、内容が移動介護ではなく、児童デイサービス内容でケアが行われていたり、さらに、無資格者でサービスが提供されていたためでした。

利用の母親は「不正は許せない。でも、息子にとって楽しい場所でしょ」「ただヘルパーと二人だけで外出するだけでは子供は楽しくない。集う、この広場を必要としている」ということでした。

◇　◇　◇

この問題は、支援費制度が利用者側からも、事業者側からも双方のニーズに沿えていない制度であることを示しています。

利用者のニーズに沿う中高校生のデイサービスがないことから、移動介護（事業で、その狭間ケアを埋めていたのです。

事業者として、今回のことを、制度の不備と安価な介護単価報酬の支援制度の中で、起こるべくして起きたような感しを持っています。

私達は、障害児童にかかわりなか、本人並びに家族への支援の必要性を実感してきました。

ニーズに沿いたいと思い、だから算の合わない土曜日の長時間デイサービスにも、取り組んでいます。

また、制度にないサービスにも取り組まなければなりません。

当会は、それを有償活動とし、狭ケアのクリアすることを考えています。

これには、利用者に有償の料の負担が発生することの理解納得をしていただくことか必要です。必要なニーズに応えられるようなるまで、事業者も利用者もこの担分のクリアは必要たと思っています。

不正と知りつつ、ニースに沿うべ行った結果、事業そのものをつぶきな損失であることに事業者は気くへきでした。

私達が出来ることは
その場しのぎをせず
現場から提案を繰り返す

私達か、行政施策にないものを、るものにしていくことは、大変なとにちがいありません。

しかし、私達に出来ることは、提示を現場から、当事者から発信し、活動を行い、リスクを負いながらも提言を繰り返していくことしないと思っています。

その場しのきをしていたら、決し必要な新しいサービスは生まれないのではないかと思っています回のことはそれを示唆しています

目の前に困っている人がいる／でも、制度には使えるサービスがない／でも、ニーズに沿う必要がある／それは、必要だから必要だから、制度に結

◇◇改正介護保険法が成立◇◇

高齢者を社会が支える介護保険制度が導入されてから五年が経過、このほどその目的改正法が成立しました。

会会報二月号で、その今はご紹介しましたが、さらに追加項目もあり、再度改革をまとめました。

◆地域包括支援センターの新設。社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャー等で構成（内容は次の通り）

新介護予防のケアプラン作成／認知症高齢者虐待防止の窓口／介護指導ケアマネージャー指導。

◆介護予防サービスの新設。要介護度の軽い人に多い「廃症候群」（生活不活発病）を防ぐサービス。安静にしすぎて筋力が衰えたり、閉じこもりにより心身機能が低下などを防ぎ、生活を活発化するサービス。

◆地域密着型サービスの創設。夜間訪問介護対応や通所を中心になじみの関係の中で通って、泊まっ

◆認知症総合対策

◆末期ガンも保険対象に。

◆施設入所者の部屋代、食費が自己負担に。

デイサービスの食事も対象に（今年十月から実施）

◆介護施設の食対応を個人に合わせる食の個別化制度に（今年十月から実施）

◆サービス事業者への情報開示の徹底、質の向上

◆業者指定の更新制（6年ケアマネージャー史新制（5年）研修の義務化

◆訪問介護の料金細分化

今回の改革の基本理念のひとつ「自立支援」にかかわる設「介護予防」は、現在、介護1及び要支援の対象の々には直接影響のある関心高い改革項目のひとつです介護予防給付の流れは、図を参照ください。

これからは、「要介護」か「予防」か「自立」かに分かります。介護度ランクかこれての六から七に変わります

（現在）　（来年4月から）　図1

要介護5　―　要介護5
〃4　―　〃4
〃3　―　〃3　―これまでの介護保険サー
〃2　―　〃2
要介護1　―　要介護1
―　―　要支援2
要支援　―　要支援1　―介護予防の対象者（新介護予防

歳以上の高齢者→申請→一宮市介護認定審査会

- 要介護2～5
- 予防介護
  認定審査会でさらに
  心身の状態をチェック
  - 要介護1
  - 要支援1・2
    介護予防サービス
    （新予防介護給付）
- 自立
  地域支援事業
  予防講座
  栄養改善

これまでの
介護保険サービス

一宮市地域包括支援センター（新設）
保健師や主任ケアマネージャーが相談
ケアプランを作成
①生活や心身の状態のチェック
②保健師らと相談、目標を
③サービス内容を決めて、利用をする
④達成状況を評価

は新介護予防